

相続アドバイザー養成講座 体験講座

遺言書作成と相続の心構え
～相続法改正をふまえて～

令和元年7月5日

阿部恵子行政書士事務所

阿部恵子

■遺言とは？

<法律的な定義>

亡くなると同時に、**身分上**あるいは**財産上**の事柄について、法律上の効力を生じさせる意思表示。遺言者の単独行為。

<機能から考える定義>

各々の家族関係の中で、**相続時紛争を生まないように**、生前作成される被相続人となる者の意思表示。

自分の財産をどのように管理し、整理し、相続につなげていくか、今後の自身の生き方、方向性を見極める意味でも有効な機会。

■なぜ遺言が必要か？

1. 代々受け継がれた財産、自らが築いてきた財産を、最も**有効、有意義**に次世代へ渡すための遺言。

①先祖代々の財産を分散することなく守る。

②寄付を通して困っている人を助けたい。世の中のために使ってほしい。

③自分亡き後、子供たちがもめることなく相続を終え、生活向上のために遺産を役立ててほしい。

2. 実態を考慮した**実質的公平**を図る手段としての遺言

3. 自分の**思い**を伝える手段としての遺言

4. 相続人以外の者へ遺贈するための遺言

5. 紛争が予想される家族関係がある場合等、特に準備が必要な遺言

- ①家族関係が複雑
- ②相続人がいない
- ③行方不明、認知症の相続人がいる
- ④子供がいない夫婦、お一人様
- ⑤会社を経営している
- ⑥相続税の申告が必要

6. 遺産分割の困難性、長期化による弊害を回避するための遺言

***公正証書作成件数**

平成元年	40,935件
平成21年	77,878件
平成30年	110,471件

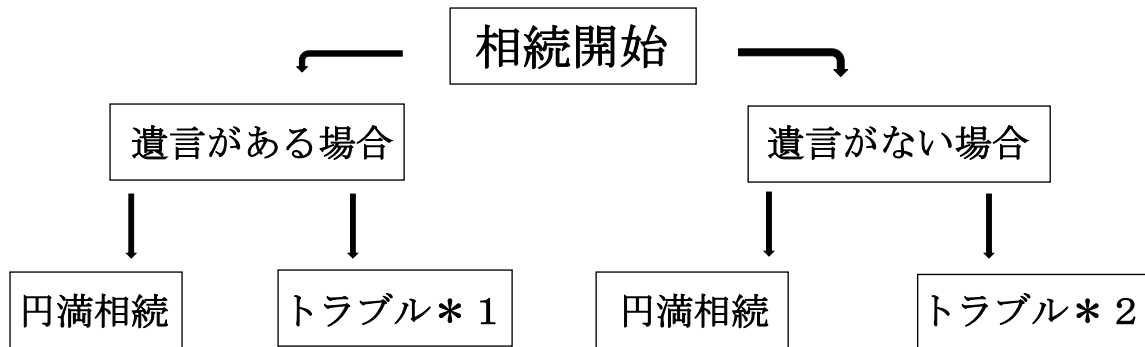
(出典：日本公証人連合会)

***自筆証書遺言検認件数**

平成12年	10,251件
平成23年	15,000件
平成28年	17,205件

(出典：司法統計)

■遺言がある場合、ない場合



トラブル*1の要因

- ① 遺言書そのものの真偽
- ② 遺留分の侵害
- ③ 様式どおりに作成されていない
- ④ 相続分の指定のみ
- ⑤ 遺言者の遺言能力の問題
- ⑥ その他

トラブル*2の要因

- ①相続人の関係性が悪い
- ②家族関係が複雑
- ③当事者が多数
- ④個々の権利意識の高まり
- ⑤寄与
- ⑥その他

- ↓
- ・遺留分侵害額の評価の問題が生じる
 - ・財産評価等が争われる
 - ・遺言の無効が争われる

- ↓
- ・遺産分割の合意ができない

↓

当事者同士での解決が難しく、家庭裁判所での調停・審判・裁判へと移行

■遺言の種類

普通方式	特別方式
①公正証書遺言 ②自筆証書遺言 ③秘密証書遺言	①緊急時遺言 ・一般臨終遺言 ・難船臨終遺言 ②隔絶地遺言 ・在船者遺言 ・伝染病隔離者遺言

裁判所の検認
不要

■公正証書遺言と自筆証書遺言の相違点

公正証書遺言	
○メリット	①公証人が作成する為、法的に確実な遺言となる。 ②原本は公証役場に保管されるので偽造、変造、隠匿、紛失がない。 ③家庭裁判所の検認が不要である。 ④登記関連の手続きが容易である。
○デメリット	①遺言書作成に公証人との打ち合わせが必要。 ②費用が高い。 ③証人2人以上の立ち会いが必要。
自筆証書遺言	
○メリット	①証人なしで一人で容易に作成できる。 ②遺言書の内容を秘密にできる。 ③費用がかからない。
○デメリット	①書き方に不備があると無効になる場合がある。 ②紛失や偽造、変造、隠匿される危険性がある。 ③家庭裁判所の検認が必要。 ④有効性に関してトラブルになりやすい。

検認とは

検認は遺言書の変造や偽造あるいは紛失を防ぐための手続きで、遺言書の内容が、有効か無効かを判断するものではない。

検認しなかった場合でも遺言が無効とはならない。

■ 自筆証書遺言作成のポイント

1) 内容、日付、署名を全て自筆する

- ・ワープロ、パソコン等での作成は無効
- ・音声やビデオなどの映像も無効
- ・他人による代筆も無効

2) 日付を明記する事

- ・平成25年1月吉日などの表記は無効
- ・日付スタンプも無効

3) 署名、捺印する事

- ・認め印でもよいが実印がベスト。

4) 用紙や書式は自由

- ・記載内容は具体的に書き曖昧な表現を使わない。

5) 不動産や預貯金など遺産内容は具体的に明記する事

- ・不動産は登記簿謄本とおりに明記するのが望ましい。
- ・銀行口座は銀行名、支店、口座番号など明記する。

6) 遺言執行者を指定する。

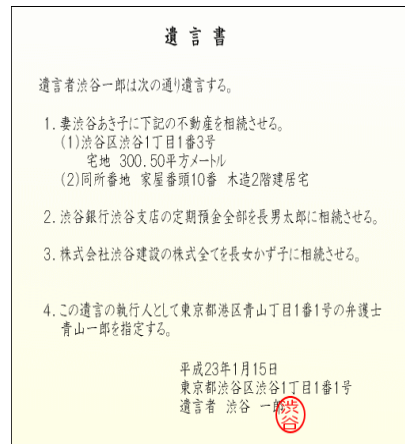
- ・スムーズな手続きを進める為に法定相続人以外の第三者が望ましい

7) 遺留分を考慮する

8) 付言事項を入れる

9) 封筒に入れて封印し、保管する。

- ・確実に遺族が発見できるような安全な場所に保管する。



■ 自筆証書遺言の改正点

■ 財産目録における自筆要件の緩和

【添付書面である財産目録】

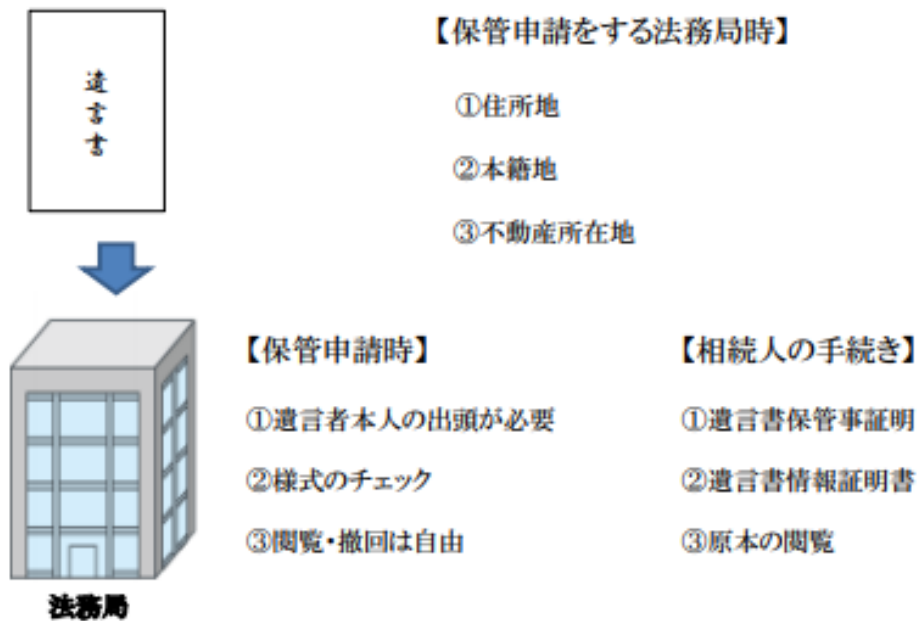
- ・ワープロ書きによる作成
- ・遺言者以外の者による代筆
- ・不動産の登記事項証明書
- ・預貯金通帳の写し

■ 財産目録が複数の場合の取り扱い

- ・財産目録の各頁に遺言者の署名、捺印が必要
- ・記載が両面に及ぶ場合は、その両面に遺言者の署名、押印

■ 自筆証書遺言の法務局における保管制度

(1) 遺言者による保管申請



※自筆証書遺言の法務局における保管制度（2020年7月10日 施行）

■公正証書遺言の作成手順

- 1) 遺言したい内容を整理し、原案を作成する
- 2) 証人2名を依頼する
 - ・ 利害関係のない第三者が望ましい。
- 3) 公証人との打ち合わせに必要な書類を準備する
 - ・ 遺言者本人の印鑑証明書
 - ・ 遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本
 - ・ 相続人以外に遺贈する場合はその人の住民票
 - ・ 不動産がある場合にはその登記簿謄本と固定資産評価証明書
- 4) 公証人と内容について打ち合わせる
 - ・ 事前に遺言書の内容について公証人と打ち合わせを行う。
 - ・ 全国どの公証役場の公証人にも依頼できます。健康上の理由等により公証人役場まで出向けない場合は管轄の公証人に出張を依頼する事もできる。
- 5) 遺言者が口頭で内容を述べ、公証人が筆記する
- 6) 遺言書の作成後、公証人が記載内容を読み聞かせ、遺言者、証人2名が署名捺印する
- 7) 公証人が署名、捺印し公正証書遺言の完成

証人になれない人

- ・ 推定相続人
- ・ 推定相続人や受遺者の配偶者・直系血族
- ・ 未成年者
- ・ 被後見人等

遺言者は実印
証人は認め印でも良い

★公正証書遺言検索システム

相続人であれば被相続人の遺言の有無や保管場所をどこの公証役場からも照会することができる。

公正証書遺言の作成費用

目的財産の価額	手数料の額
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円
1億円を超える部分については	
・ 1億円超えて3億円まで5000万円毎に	1万3000円
・ 3億円超えて10億円まで5000万円毎に	1万1000円
・ 10億円を超える部分に5000万円毎に	8000円

手数料の総額

財産の相続又は遺贈を受ける人ごとにその財産の価額を算出し、左記の手数料を元に計算する。

■遺言書をどう作る＝相続アドバイザーとしてどう関わるか？

＜事例1＞相続人ではない者に遺贈する場合

- ・遺言者A・・・90代 女性 婚姻なし 子供なし
- ・法定相続人・・・兄弟姉妹その代襲相続人
- ・財産内容・・・預貯金等金融資産数千万円
- ・遺言書作成の動機・・・世話になった勤め先の社長に遺贈したい
- ・受遺者との関係・・・受遺者は親族ではあるが、相続人ではない。遺言者は受遺者（3代目）の経営する会社に何十年も勤務し、現在老人ホームに入所しているが、会社には在籍、給料も支払われている。生活全般のサポートを社長及びその家族が行っている。兄弟姉妹はすでにほとんどが亡くなっており全く交流のない甥、姪が相続人となる。

【何に配慮が必要か】

1. 本人の真意に基づいた遺言内容
2. 相続人の心情を推し量る工夫
3. 予備的遺言 * 1
4. 遺言執行者の指定 * 2
5. 付言 * 3

<事例2>公正証書遺言は作成したが・・・

- ・遺言者・・・70代 男性 婚姻なし 子なし
- ・法定相続人・・・兄弟姉妹とその代襲相続人（6人）
- ・財産内容・・・①アパート1棟（賃貸併用住宅）

②預貯金数千万円

③株式等数千万円

- ・遺言書作成の動機・・・急に体力の衰えを感じ、自分の行く末を考えたとき、自分の財産を親の相続で揉めほとんど交流の無い兄弟姉妹には相続させたくない。唯一気になっている亡くなった兄の孫A（知的障害を持つ）にアパートを残し、生活に困らないようにしてあげたい。公証役場に行き公正証書遺言を作成し、安心していましたが、この遺言では不十分と知人に言われた。

【何に配慮が必要か】

- ・アパート以外の他の財産はどうするのか
- ・Aは未成年で重度の知的障害がある。＊4
- ・遺言執行者の指定
- ・付言

＜事例3＞家族関係が良好だからこそ問題になることも

- ・遺言者・・・80代後半 男性
- ・法定相続人・・・妻（重度の認知症）長女、二女、長男、三女
- ・財産内容・・・①賃貸併用住宅（1F居住部分、2F賃貸部分）

②金融資産数千万円

- ・遺言の動機・・・家族関係が良好だからこそ相続で揉めない様に、父親に遺言の準備をして貰いたいと、子供たちが父親に遺言作成を望んだ。父は快く受け入れ公正証書遺言を作成することとなった。

【何に配慮が必要か】

- ・父の希望する遺言内容
- ・賃貸併用住宅の土地が借地
- ・母が重度の認知症で施設に入所している * 5
- ・三女の状況
- ・父の認知症の心配 * 5

* 1 予備的遺言

遺言者の死亡以前に財産を受け取ることになっていた相続人または受遺者が亡くなった時は、その遺言の効力は生ずることはなく、財産は相続人全員の共有財産となる。

* 2 遺言執行者

遺言者は遺言で一人又は数人の遺言執行者を指定することができる。遺言の執行とは遺言の内容を実現するための手続で、遺言執行者は遺言の内容を実現する人。未成年者・破産者以外は誰でも執行者となれる。

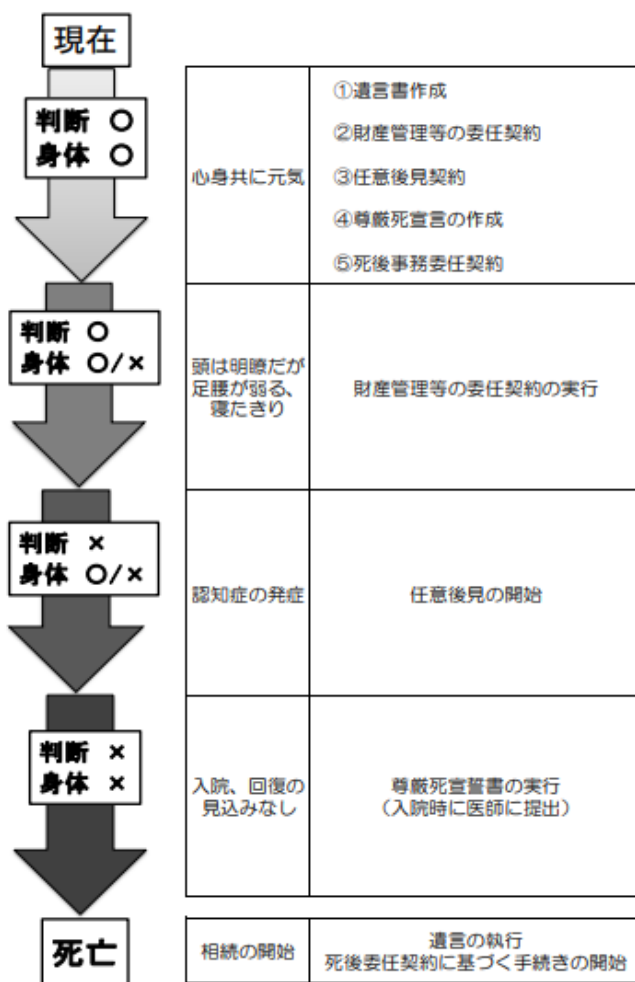
* 3 付言

法的効力はないが遺言者の最終意思として、自分亡き後の希望する家族の在り方、遺言を書いた動機やどのような思いがあるかなどが書かれることが多い。

* 4 信託

被相続人の財産について遺言で信託することができる。信託とは委託者が財産を受託者である個人や法人に移転し、一定の目的に従った管理や処分等を委託すること。

* 5 老後を守る生前準備



■相続アドバイザーが遺言書作成に関与するとき気を付けること

1. 遺言者が高齢者の場合、その生活状況・心理の理解が必要
2. 遺言者の意思に反した、相続人主導の遺言とならないよう気を付ける
3. 遺言者の背景を知り、作成時の状況だけではなく、相続開始後の状況を想像、考慮したものとし、相続前と変わらぬ家族関係を保てる遺言内容を心がける
4. 作成にあたっては、十分な知識の習得とそれぞれの家族の関係性や、相続人の立場・感情を十分に感受し、遺言に反映させることが必要
5. 時には速やかな法的解決を図ることが当事者の利益になることもある

■講師プロフィール

相続専門の行政書士として、相続は有形無形の財産の承継と考え、相続後の家族の在り方に配慮し、遺言作成から相続手続の終了まで、円満・円滑な相続を目指し、他士業との協業により相続問題の解決に取り組んでいる。

阿部恵子

行政書士（東京行政書士会所属）

宅地建物取引士

相続アドバイザー、フィナンシャルプランナー

家庭裁判所家事調停員（H21～H29）

一般社団法人相続学会会員

NPO法人相続アドバイザー協議会理事

相続アドバイザー養成講座講師

一般社団法人相続知識検定協会相続マスター取得講座講師

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2丁目11-12パークノヴァ渋谷208

電話：03-6427-6355 FAX：03-6427-6356

メールアドレス：sozoku@gmail.com